感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第31条の29第3項及び第4項、第31条の30第3項及び第4項、第31 条の33第4項並びに第31条の34第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種 病原体等及び四種病原体等

平成19年5月31日 厚生労働省告示第202号

一部改正:平成21年6月18日 厚生労働省告示第330号

一部改正:平成23年5月19日 厚生労働省告示第163号

一部改正:平成25年8月9日 厚生労働省告示第271号

一部改正:平成25年8月16日 厚生労働省告示第272号

- 第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。)第31条の29第3項及び第4項並びに第31条の33第4項の厚生労働大臣が定める三種病原体等は、次に掲げるものとする。
 - 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) CVS (Challenge Virus Standard) 株
 - 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) ERA (Evelyn Rokitniki Abelseth) 株
 - 3 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Flury株
 - 4 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)FuenzalidaS-51株
 - 5 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)FuenzalidaS-91株
 - 6 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Kelev株
 - 7 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) LEP株
 - 8 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Nishigahara株
 - 9 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Paris Pasteur株
 - 10 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) PM (Pilman-Moore) 株
 - 11 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)PV株
 - 12 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) SAD株 (Street-Alabama -Dufferin) 株
 - 13 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) Vnukovo-32株
- 第2 規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣 が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。
 - 1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH5N1又は H7N7であるものに限る。) であって、以下のいずれかの基準に適合するもの
 - (1) 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと

- (2) 6 週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数 (IVPI) が1.2 以下であること
- (3) HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルス と類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと
- 2 インフルエンザウイルス A属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N9であるものに限る。) A/Anhui/1/2013(H7N9)(NIBRG-268)
- 3 インフルエンザウイルス A属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N9であるものに限る。) A/Anhui/1/2013(H7N9)(NIIDRG-10.1)
- 4 インフルエンザウイルス A属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 7 N 9 であるものに限る。) A/Shanghai/2/2013 (H 7 N 9) (N I B R G 267)